

女性人材・起業家育成事業委託プロポーザル要求水準書

1 業務名

女性人材・起業家育成事業

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

3 履行場所

会津若松市内

4 委託業務の目的

地域における女性の多様なキャリア形成と経済的自立を支援し、多様な視点から生まれる発想を生かした新たな価値創出や地域課題の解決を促進することを目的に、起業やデジタル技術の習得、リーダーシップ等を志向する女性が学び・つながり・挑戦できる講座を開催し、スマートシティ会津若松を支え、地域で活躍できる女性人材を育成する。

5 委託業務の内容

(1) 女性起業家育成講座

起業や副業等を予定、起業して間もない、または起業や副業等に関心のある女性を対象に、ライフプランの設計や事業計画作成等を支援する講座を開催する。

① 講座の回数：講座5回以上、成果報告会1回

② 対象者：会津若松市内に居住（住民票の有無は問わない）または勤務、就学、事業活動等を行っている18歳以上の女性

③ 講座の内容

- ・女性をとりまく環境や社会情勢、ジェンダーギャップに関すること
- ・ライフプランの設計やワーク・ライフバランスに関すること
- ・起業や目標達成に向けた計画作成に関すること
- ・ロールモデルとの出会いの機会の創出や仲間づくり、ネットワーク構築に関すること
- ・その他、スキルアップやキャリアアップ、キャリアチェンジ、リーダーシップ醸成につながる事

(2) 女性起業家フォローアップ講座

すでに起業等をし、事業活動を行っている方に対し、事業の継続や収益性・生産性の向上、サービスの改善等につなげる講座を開催する。

① 講座の回数：3回以上

② 対象者：会津若松市内に居住（住民票の有無は問わない）または勤務、事業活動等を行っている18歳以上の女性

③ 講座の内容

- ・事業計画や内容の見直しに関すること
- ・提供しているサービスや生産性、収益性等の改善に関すること
- ・ライフプランの設計やワーク・ライフバランスに関すること
- ・ロールモデルとの出会いの機会の創出や仲間づくり、ネットワーク構築に関すること
- ・その他、スキルアップやキャリアアップ、キャリアチェンジ、リーダーシップ醸成につながる事

(3) 女性デジタル人材【社会人】育成講座

プログラミングやICT、AI活用などのデジタル技術を習得し、就労や所得向上、キャリアアップ、キャリアチェンジ、起業等につながる講座を開催する。

① 講座の回数：2回以上

② 対象者：会津若松市内に居住（住民票の有無は問わない）または勤務、事業活動等を行っている18歳以上の女性

③ 講座の内容

- ・女性をとりまく環境や社会情勢、ジェンダーギャップに関する事
- ・プログラミングやICT、AI活用などのデジタル技術に関する事
- ・その他、デジタルスキルの習得や活用につながる事

(4) 女性デジタル人材【学生】育成講座

プログラミングやICT、AI活用などのデジタル技術を習得し、デジタルリテラシーを高めるとともに、将来の就労や起業等につなげる講座を開催する。

① 講座の回数：2回以上

② 対象者：会津若松市内に居住（住民票の有無は問わない）または在学（不登校状態や中退を含む）している概ね高校生から大学生（15歳から25歳程度）の女性で、(3)の対象者を除く

③ 講座の内容

- ・女性をとりまく環境や社会情勢、ジェンダーギャップに関する事
- ・プログラミングやICT、AI活用などのデジタル技術に関する事
- ・その他、デジタルスキルの習得や活用につながる事

(5) 起業・就職等に向けた個別支援

(1)～(4)の事業受講者に対し、業務委託期間内において、起業等に向けた個別の相談支援を実施する。

6 本業務の企画提案に関する要求水準等

(1) 本業務に関する基本的な考え方

本事業は、女性の多様なキャリア形成と経済的自立を支援することで、女性の所得向上をはじめ、地域や企業等の意思決定の場における女性参画の推進、ロールモデルとの出会いや仲間づくりの機会の創出等を図り、地域の持続可能性や魅力の向上、経済活性化などにつなげることにより、女性や若者に選ばれる地域づくりを目指すものであることから、単なる個人のスキルアップや起業家輩出、就労支援等に留まることなく、地域全体への波及効果を意識した内容となるよう留意すること。

また、対象となる女性について、ひとり親家庭や育児・介護中であるなど様々な状況にある方が想定されることから、多様な方がそれぞれの望む水準で参加できるよう配慮した内容・実施方法とすること。

なお、本事業における「女性」は性自認が女性である方のほか、戸籍上の性が女性であって、性自認が定まっていない方も含めるものとする。

(2) 企画提案にかかる要求水準

本業務の企画提案にあたっては、業務の目的及び業務内容、並びに次の事項を踏まえること。

① 基本事項

ア) 各講座等の会場は会津若松市内とすること。

イ) 受講料（集団託児の利用も含む）は無料とすること。

ウ) 学生向けを除くすべての講座において、集団託児を実施すること。

なお、集団託児先としてファミリーサポートセンターあいづを利用する場合は、以下の事項を遵守すること。

・集団託児の利用定員は5名までとすること。

・集団託児の申込期限は各講座初回実施日の3週間前までとすること。

・その他、当該団体の集団託児に係る規定等を遵守すること。

エ) 感染症対策を講じるとともに、感染症のまん延状況によっては、オンラインで実施するなど、開催方法を柔軟に見直すこと。

オ) 広報物や資料等の作成にあたっては、「県政広報物表現ガイドライン（福島県作成）」及び「会津若松市ユニバーサルデザインに配慮した情報発信のポイント集（会津若松市作成）」を踏まえ、わかりやすい表現や見やすいデザインとするとともに、イラスト等の使用にあたっては、ジェンダーや多様性に配慮した表現とすること。

② 講座の名称

各講座の名称は、「5 委託業務の内容」の講座名を基本とするが、講座の内容がわかりやすく伝わり、対象者が参加しやすくなるよう、受託者において変更してかまわない。

ただし、(1) から (4) の講座ごとに一つの名称とし、事前に発注者の了承を得ること。

③ 講座の内容

- ア) 回ごとのテーマ（タイトル）及び講座の概要、到達点を示すこと。
なお、達成点については、「～について理解する」「～の技術を活用できるようになる」「～につなげる」などアウトカムにより表記すること。
- イ) 全国的なトレンドや本市の現状や課題を踏まえた内容とすること
- ウ) 講座は双方向かつ、参加者間の交流等につながる内容とすること
- エ) 講義だけでなく、ワークや体験、実践の時間を設けるなど、参加者が主体的に参加できる内容とすること
- オ) 連続講座については、各回の内容が相互に関連し、相乗効果を発揮するような内容とすること

③ 相談対応

- ア) 相談者に対して親切丁寧に対応するとともに、寄せられた相談に対しては速やかに対応すること。
なお、相談は対面のほか、電話・電子メール・オンライン等、対面以外の対応も可とする。
- イ) 相談の場所は、会津若松市内とし、受注者の事務所等を使用すること。
- ウ) 相談にかかる料金等は無料とすること。但し、手続きに必要な経費などの実費は、相談者の負担とすることができる。

(3) 事業委託にあたっての役割分担

本事業の実施にあたっての、受注者と発注者の役割分担は以下のとおりとする。

【受注者の役割】

- ① 各講座の内容の企画運営、講師等の手配、会場の確保、会場設営・撤収作業
- ② 各講座における資料作成及び印刷
- ③ 各講座の実施に必要な消耗品や備品、機材等の準備
- ④ 各講座における進行やファシリテーション、内容の記録
- ⑤ 各講座の参加者募集のチラシ作成、配布（発注者の役割②で配布する施設等を除く。）
- ⑥ 各講座の参加者（集団託児利用者を含む）の受付・集約・連絡調整
- ⑦ 集団託児実施事業者（団体）等との連絡調整
- ⑧ 各講座受講者に対する感想や効果に関するアンケート調査の実施
- ⑨ その他、事業の実施に際して必要な業務

【発注者の役割】

- ① 各講座の参加者募集（公共施設や学校、認定こども園、当該講座の案内送付を希望する市民等へのチラシの配布や掲示、市ウェブサイト及びSNS等での周知など）
- ② その他、事業の実施に際して必要な業務

7 事業実施の際の留意点

- (1) 契約後、速やかに事業全体の工程表を作成し、受注者の了承を得ること
- (2) 各講座の日程や時間、内容検討、募集チラシ、受講者アンケートの作成等に当たっては、発注者と十分に協議し、了承を得たうえで進めること
- (3) より多くの参加を得るため、各講座において、必要に応じ集団託児を行うこと。
- (4) 各講座（集団託児を含む）の申込先は発注者あてとすること。
- (5) 受注者は、発注者のほか、会場施設の担当者や集団託児の実施事業者などの関係者と適宜打合せを実施し、必要な調整を行うものとする。

8 事業の実施体制

- (1) 受注者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受注者は、本委託業務における主たる責任者を定め、市担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、本事業委託の実施に係る一切の費用を含むものとする。

なお、各講座の参加者募集チラシの印刷部数は下記を参考に見積もること。

【参考：参加者募集チラシの配布先及び印刷部数等】

講座名称	主な配布先	印刷部数
女性起業家育成講座	公共施設及び認定こども園等	5,000部
女性起業家フォローアップ講座	公共施設及び過去の市の講座受講者等	1,000部
女性デジタル人材【社会人】育成講座	公共施設及び認定こども園等	5,000部
女性デジタル人材【学生】育成講座	公共施設、高等学校、大学、短期大学等	5,000部
合計		16,000部

※「主な配布先」は発注者において配布可能な配布先を示している。当該配布先については配布に係る受注者の費用負担は生じない。

10 成果品の提出

以下の成果品を、令和9年3月24日までに発注者へ提出すること。（様式は任意）

- (1) 事業実施報告書
- (2) 各講座の受講者名簿
- (3) 受講者アンケート結果報告書
- (4) その他、市が必要と認める資料等

11 その他の留意事項等

- (1) 受注者が作成するチラシ等の著作権は受注者に帰属する。ただし、受注者は、発注者に対し、チラシ等について、印刷・配布・HP掲載など広報に必要な範囲で無償利用することを認めることとする。
- (2) 受注者が作成する講座の資料等の著作権は受注者に帰属する。ただし、作成した資料等は、本講座の実施に限り使用し、発注者は複製・改変・再利用等を行わないこととする。
- (3) チラシや資料等の制作物等に第三者の著作物を使用する場合は、受注者の責任で必要な権利処理等を行うこと。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、関係法令や会場施設の規定等を遵守すること。
- (5) その他、要求水準書に定めがない事項等については、発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。